**様式第８（第１２条第１項）**

令和　　年　　月　　日

公益財団法人

　　　日本デザインナンバー財団 理事長 殿

　　　　　　　　　　　　　　　交付決定事業者

　所在地

名　　　称

代表者役職・氏名 　　　　　　　　　　 印

２０２５年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に関連した

交通サービスの充実等に対する事業に係る

消費税及び地方消費税の仕入れ控除税額報告書

　令和　　年　　月　　日付け日デ財発第　　号をもって助成金の額の確定通知のありました２０２５年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に関連した交通サービスの充実等に対する事業について、消費税の申告等により当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、２０２５年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に関連した交通サービスの充実等に対する助成実施要領第１２条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．助成対象事業の名称

２．助成金の額

金　　　　　　　　　　円

３．助成金の額のうち消費税及び地方消費税相当額

金　　　　　　　　　　円

４．「３」のうち仕入控除税額の対象とならなかった額

金　　　　　　　　　　円

５．助成金返還相当額

金　　　　　　　　　　円

６．その他

**【記載要領】　（様式第８）**

　１．本様式の各項目は、以下により記載して下さい。

　　(1) 助成対象事業の名称

　　　　助成対象事業の名称を記載して下さい。

　　(2) 助成金の額

助成金の確の確定通知（実施要領第１１条第１項）に記載された「助成金の額」の金額を記載して下さい。

　　(3) 助成金の額のうち消費税及び地方消費税相当額

　　　 上記(2)に記載した助成金の額のうち、消費税及び地方消費税相当額を記載して下さい。

　　(4) 「３」のうち仕入控除税額の対象とならなかった額

　　　　「３」に記載した「助成金の額のうち消費税及び地方消費税相当額」のうち、仕入控除税額の対象とならなかった額を記載して下さい。

　　(5) 助成金返還相当額

「３」に記載した「助成金の額のうち消費税及び地方消費税相当額」から「４」に記載した「「３」のうち仕入控除税額の対象とならなかった額」を差し引いた額を記載して下さい。

なお、助成金返還相当額が生じた場合には、実施要領第１２条第２項の規定に基づき、当財団の理事長からその金額の返還を命じることとなります。

　　(6) その他

　　　　本報告の際、交付決定事業者が、消費税法上の課税事業者ではない等の理由により、確定申告書等の写しを添付することができない場合には、確定申告書等の写しを添付できない理由を「６」に記載して下さい。また、その他特記事項があれば記載して下さい。

２．添付資料について

本報告には、報告事項が確認できる資料（確定申告書等の写し）を添付して下さい。